

宜野湾市消防本部告示第1号

宜野湾市消防本部

自動体外式除細動器パッド助成に関する要綱を次のように定める。

平成28年4月25日

宜野湾市消防長 浜川 秀雄

自動体外式除細動器パッド助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宜野湾市における自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置拡大と、その施設を把握するとともに、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の10第1項の規定による傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求め、AEDの活用を促進することによって、救命体制の向上を図るものとする。

(対象)

第2条 代替の助成対象となるAEDパッドは、市内で発生した救急事案で、応急手当のためにAEDを使用し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 宜野湾市消防本部のAEDマップに登録された事業所等（以下「登録施設」という。）で、一般市民に対して使用したとき。

(2) 消防機関が覚知した救急事案で、使用したことが確認できたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

(1) 登録施設において、特定の施設利用者の救護を目的として設置されたAEDで、特定の施設利用者に対して使用したとき。

(2) 公共施設に設置されたAEDを使用したとき。

3 外国製のAEDパッドの代替助成については、別途協議するものとする。

(申請)

第3条 AEDパッドの代替助成を受けようとするAEDの所有者又は管理者（以下「申請者」という。）は、AEDパッドを使用した日から30日以内に、宜野湾市AEDパッド助成申請書（様式第1号）により、消防長に申請しなければならない。

(決定)

第4条 消防長は、前条の規定により申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を宜野湾市AEDパッド助成通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

（費用の返還）

第5条 消防長は、助成の申請が虚偽であることを認めるときは、決定を取り消し、助成に要した費用を返還させる等の措置を講じるものとする。

附 則

この告示は、公布の日より施行する。